

## 建築基準法に基づく申請に対する処分の審査基準の素案について

### 1 目的

小田原都市計画地区計画（久野地区地区計画）に開発整備促進区が定められたことに伴い、建築基準法第 68 条の 3 第 7 項による開発整備促進区内における用途規制の緩和認定に係る申請に対する処分の審査基準・標準処理期間について定めるものです。

### 2 内容

建築基準法第 68 条の 3 第 7 項による開発整備促進区内における用途規制の緩和認定を行うため、新たに基準を定めます。

内容は、別紙「申請に対する処分の審査基準・標準処理期間個票 (NO. 39) のとおりです。

### 3 施行年月日

令和 4 年 9 月下旬（予定）